

# 流山市水防計画の概要

平成20年1月21日  
流山市 土木部 河川課

## 1. 水防計画の目的

本計画は、千葉県水防計画等に基づき、流山市における洪水等による水害を警戒・防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

## 2. 水防計画の内容

本市の各河川等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、通信及び連絡、輸送、河川工作物の操作、水防に必要な器具・資材及び設備の整備運用、水防活動、並びに水防管理団体間の協力・応援等についての実施大綱を示すもので、本編と資料編で構成し、それぞれの記載内容は別添素案のとおりである。

## 3. 改正の理由

平成11年度に流山市水防計画が最終改正され現在に至っている。

その間に、千葉県水防計画の改正、「水防法の一部を改正する法律」の施行など関係法規の改正と共に流山市の機構も改正されているため、これらのとの整合をはかると共に現在見直し中の流山市地域防災計画との整合にも配慮し、平成20年3月を目途に流山市水防計画の改正を行うものである。

## 4. 主な改正事項

- 災害時要援護者の避難体制の確保 5章9節「避難のための立退き」  
災害時要援護者は、一般住民の場合より優先して避難を呼びかけ、相互の助け合いにより全員の安全避難を図ることを記載した。
- 地下施設からの避難体制の確保 5章9節「避難のための立退き」  
地下施設の防水対策を進め、迅速かつ確実に避難できるよう努めることを記載した。
- ハザードマップの整備 5章1節「ハザードマップ」  
災害時に住民の迅速な避難を実現するためのハザードマップの作成、公表、配布について記載した。

- 災害の進行段階を踏まえた水防体制の具体化 2章1節「水防本部の設置と  
配備体制」  
水防本部の配備体制を見直し、千葉県水防計画を参考にして、水防事務や水防活動の具体的内容を記載した。
  
- 洪水等に関する防災情報体系及び洪水用語の見直し  
3章「洪水予報・水防警報」  
4章「情報の収集」
  
- 流山市地域防災計画の改正に伴う変更 全体  
水防計画と同じくして、流山市地域防災計画の改正が行われるため、両計画の整合を図った。